

農業強化につながるのか？  
単なるばら撒き農政の継続か？

# 「人と農地の問題」政策を 考ええる



平成24年度より農水省は「持続可能な力強い農業の実現」を目指し、その根幹にある「人と農地の問題」を解決するため、「人・農地プラン策定」「新規就農者の増大」「農地集積の推進」の3本柱からなる事業を展開する。国家財政が逼迫し消費増税が政治スケジュールに組み込まれている中、これらの事業は税金の使途として有効なのか？

そして各地に育ちつつある農業経営者の経営の足を引っ張ることにならないか？ 読者から寄せられた疑問をもとに、農水省の担当者に話を聞いた。

取材・まとめ／編集部

# 農水省が定める 「力強い農業」、 農業経営者に必要？

農林水産省は、食と農林漁業の再生推進本部が決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を各地域で実現するための、基本方針を固めた。従来から掲げている農業の「6次産業化」戦略、あるいは東日本大震災を受けて震災に強いインフラの構築や原子力災害対策などがあるが、平成24年度農水予算1兆2034億円のうち、7597億円もの予算を計上しているのが、「持続可能な力強い農業の実現」戦略である。農水省では、この課題を実現する上での問題は「人と農地」にあるとし、以下の3つの柱を展開していくことで、農水省が定めるところの「力強い農業」を実現していくとしている（下図も参照）。

- ①「人・農地プラン」づくり（地域農業マスタープランの策定）
- ②新規就農者の増大
- ③農地集積の推進

今回の農水省が打ち出した「人と農地問題」政策を本誌読者がどれだけ知っているか、ファックスおよびメールでアンケート調査を行なったところ、「内容までは知らないがなんとなく知っている」が43・2%、「内容を含め知っている」が35・7%、「まったく知らない」が21・1%であった。思った以上に、関心が高い

## ●農水省が掲げる「力強い農業構造実現」のための3本柱

	地域の中心となる経営体（法人を含む）が存在する地域	核となる集落営農が存在する地域	地域の中心となる経営体も核となる集落営農も存在しない地域
基本方向	人・農地プラン（集落・地域で話し合って作成）		
	●地域の中心となる経営体への農地集積等	●集落営農への農地集積 ●集落営農の法人化等	●集落営農を組織し、そこへ農地集積し、法人化 又は ●新規就農の推進 又は ●地域外の農業者への作業委託の推進等
新規就農	青年新規就農倍増プロジェクト		
集落営農の組織化・法人化	●戸別所得補償制度による集落営農の法人化支援（40万円）		●地域再生協議会による集落営農の組織化の支援
農地集積	農地集積のための総合的な対策		

出典：農水省資料「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策」

ことが分かった。しかし、おおむね肯定する読者でもある施策については反対、またその逆のパターンも見受けられ、また実際に施策を実現していく立場の市町村の担当者によっても取り組み姿勢に濃淡が見受けられるため困っているとの声も聞かされた。

農水省は余計なことをしなくてもいい、農村・集落に問題があるので

あれば、国ではなく民間の力で解決すべきというのが本誌の従来からの立場である。だが、それはそれとしても、読者から多くの疑問が寄せられたため、その中でも代表的な質問を農水省の担当部局にぶつけてみた。平成24年度予算も通っており、事業が始まっている段階ではあるが、今後の農政と農業関係を考える上で参考にしていただきたい。

「人と農地の問題」政策を考える

「集落の話合い」なるものは、合理的なのだろうか？

# 「人・農地プラン策定」に関する本誌読者の疑問

アンケートや集落での徹底した話合い、さらに第三者機関である検討会を経て市町村が、今後集落の中で核となる経営体が誰であるかを決めるといのが「人・農地プラン」だ。経営体の核の中には集落営農組織も入ってくるために、独立独歩でやってきた農業経営者と利害が対立し、経営基盤を揺るがすこともあると思われるが、どうなのか。農水省経営局経営政策課・久保田一郎調査官に聞いた。

——そもそも「人・農地プラン」を決定し遂行していく上で、生じかねない弊害に対し責任を追うべき立場は国なのか、道府県なのか、市町村なのか、それとも集落なのか。

この事業の実施主体は市町村である。ただ話し合いのベースは、集落の方々と話し合い、その合意形成をもとに、市町村が責任をもって事業を進めていくということになる。ただ、国の事業でもあるので連携していくことになる。

——集落の中で法人経営と集落営農が混在しているケースや集落の中で法人化しているでも自作農地を持って

いなかったり、個人の場合でも居住が集落内でないために集落住民からの認知度が低く、寄合などに参加できないといったケースも存在している。このような専業農家・農業法人が地域の雇用を生み出し、納税しているなど社会的に貢献しているにもかかわらず、地域農業再生協議会メンバーとの関係性の問題から「人・農地プラン」づくりに入れない、入ってもむげにされる可能性は否定できないのではないか。

これについては誤解があるのでないかと思われる。集落に住んでいない方のみを対象にしているのではな

い。あくまでその地域で誰が農業をやっているのかきちんと把握し、その上でその地域の集落の農業をどうするか、10年後、20年後将来を見据えて集落の農業を担い手にふさわしい経営体はいったい誰なのかを話し合ってもらう、これがプランの骨子となる。

また、別の集落に作出している農業経営体が「人・農地プラン」に入れないという事態はありえないのではないかと考えている。今農地を所有している人を守るための事業ではなく、誰が農地をしっかりと耕してくれるのかという視点に立ち、市町村が主体となって進めていく事業であるからだ。

現状、経営体が進出して、当該集落およびその周辺で耕作していて今後も核となる経営体であると認められる場合は、隣り合う複数の集落が一緒になってプランを作ることも許容している。頑張っている経営体が

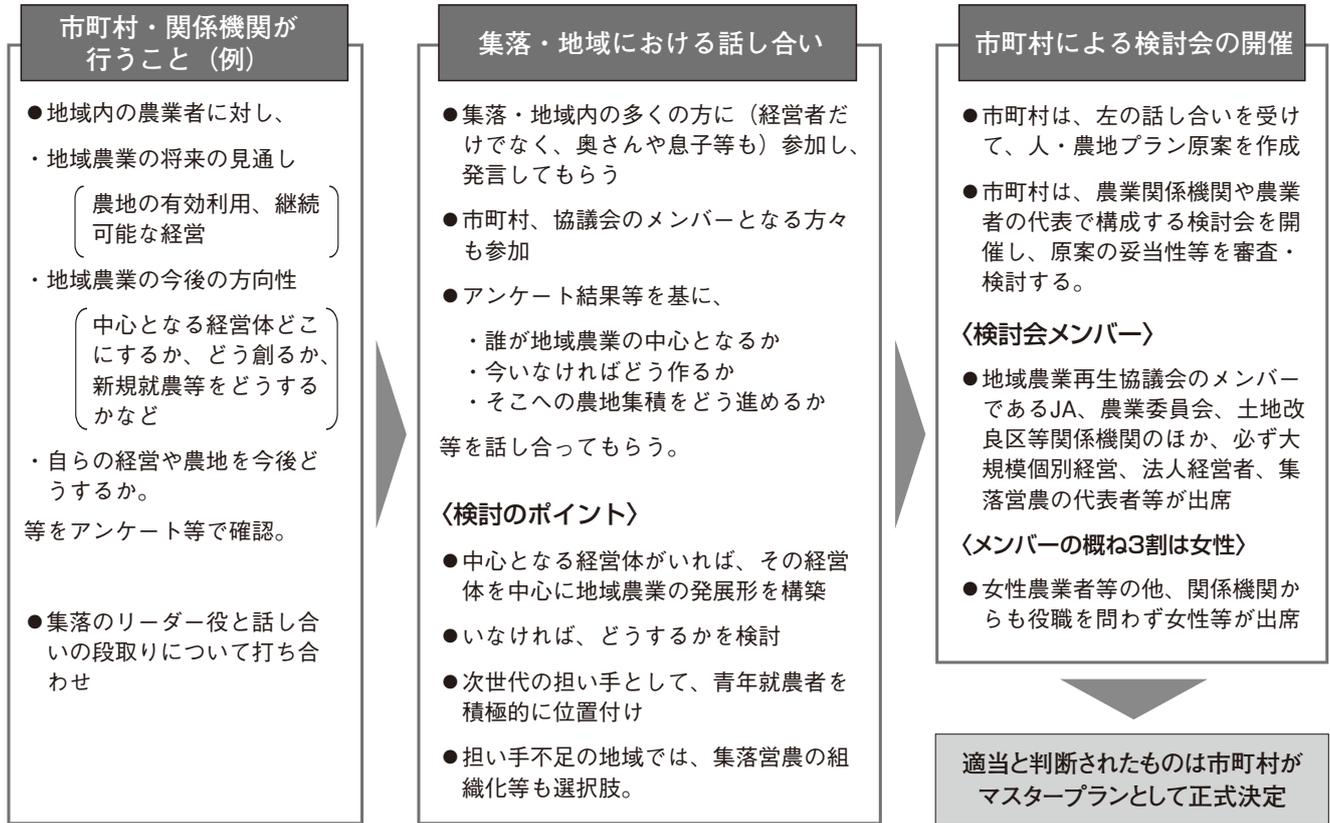
つまはじきにされることは、すごく狭い範囲でならばまったくないとは言えないが、その可能性は低いのではないかと考える。

——現段階でもそうだが、たとえば、たまたまその集落内で借地している農業法人と、集落内で作られた集落営農組織などは利害が対立したままということがありえる。となると、「人・農地プラン」が目指す農地集積が遅々として進まないという結果になるのではないかとと思われるのだが。市町村による検討会という話し合いの場で持てるという確約できるのか。また公平性を評価するための評価基準、システムはあるのか。

利害がぶつかることは当然あると思われるし、時間がかかる集落、地域も出てくるのではないかと思う。ただ、時間はかかってもそれは集落で、どの経営体が10年後、20年後見据えてふさわしいのか、じっくり話し合って解決いただきたい。そして市町村に対しては、第三者機関（検討会）を設けて公平な目で判断するようになる。

なので、すぐに利害調整ができない場合は、まずは調整がついた範囲内で「人・農地プラン」づくりを続けていってもらえればよい。場合によっては国がかかわって調整に乗り出すということもあるかもしれない

●人・農地プラン作成の進め方



農業委員会や農協といった従来の機関を代表する者ばかりが参加するものではなくはいる。

出典：農水省資料「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策」

●地域農業マスタープランの作成例（地区 地域農業マスタープラン<イメージ案>）

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）
◇◇市	◇◇地区（甲集落・乙集落）	平成24年8月		

地域の中心となる経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	戸別所得補償制度の加入者	経営類型と内容				経営面積・経営規模(ha,頭数等)		新規就農・6次産業化・産付増加促進・資金化・コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備 考
					現状[平成23年度]		計画[平成28年度]		現状	計画			規模拡大加算	青年就農助成金(奨励型)	スーパー・資金の全利用(奨励型)	新作物産地再生(奨励型)対策交付金	
					類型	作物	類型	作物	[平成23年度]	[平成28年度]							
A法人(a氏)	57	7(28)	有	加入	土地利用型	水稲、大豆	土地利用型	水稲、大豆	13	20	複合化	25	○	○	○	○	・規模縮小する農家から農地を借り受け、(7ha) ・段階的に連片化するための計画(地盤及び工費表)を作成する。 ・野菜の生産のため、規模縮小する農家から農地を借り受け、(3ha) ・新規就農者を2~3名雇用する。
B集落営農組合(b氏)	48	22	有	加入	土地利用型	水稲	土地利用型	水稲、麦	10	19	複合化	25	○				・規模縮小する農家から農地を借り受け、(9ha) ・段階的に連片化するための計画(地盤及び工費表)を作成する。 ・農家が中山間地域にあり、への理由から経営規模面積を広く設定する。
C氏	35	2	無	非加入	果樹	柑橘	果樹	柑橘	2	7	法人化	28		○	○	・耕作放棄地(5ha)を再生利用する。	
D氏	56	3(1)	有	非加入	野菜	キャベツ	野菜	キャベツ 白菜	5	6	新規就農者を雇用	26					・規模縮小する農家から農地を借り受け、(1ha) ・規模拡大に伴い、新規就農者(研修生)を受け入れる。
E氏(新規就農者)	39	1	無	非加入	—	—	野菜	いちご	0	0.3	新規就農	24		○			・新規就農し、栽培用温室(1棟2,500㎡)を整備する。

連携する農業者(氏名)	年齢	後継者の有無	戸別所得補償制度の加入者	経営類型と内容				経営面積・経営規模(ha,頭数等)		地域における役割	備 考
				現状[平成23年度]	計画[平成28年度]	現状	計画				
類型	作物	類型	作物	[平成23年度]	[平成28年度]	[平成23年度]	[平成28年度]				
F氏	62	無	加入	土地利用型	水稲、大豆	プロセッコ キャベツ	3	0.2	野菜の直販	農地の大半をB集落営農組合に提供し、本人は野菜を生産し直売所で販売	
G氏	79	無	非加入	土地利用型	水稲	離農	—	0.3	0.0	水管理	A法人に農地を提供し、本人は水管理を担当

今後の地域農業のあり方		
取組事項	対応	コメント
複 合 化	○	【記入例】 ・土地利用型農業については、A法人とB集落営農が水稲、大豆及び麦の二毛作を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、それぞれが20ha程度の経営規模を目指す。規模拡大により生産性を向上させるとともに、トラクターとコンバインを更新し、生産費のコストダウンを図る。また、A法人は、土地利用型農業(水稲)のみでなく新たにプロセッコを作付けして収益の増加を図る。 ・A法人は新規就農者を計5名程度雇い入れ、労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面で、集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。
6 次 産 業 化	○	
高 付 加 値 化	○	
新 規 就 農 の 促 進	○	
そ の 他 [ ]		

プランの中に、核となりうる経営体の実績や概要を記すことで、客観的に判断できる材料になるという。

出典：農水省資料「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策」

「人と農地の問題」政策を考える

が、国が白黒つけるといふ類の事業でもない。あくまでどの経営体に集落の農業を託した方がいいのか、地域で話し合ってくださいといふのが原点であるからだ。

また集落営農を優先しろとか、反対に個人の農家を大事にしろといふような意図もない。あくまで自分たちで考えてほしい。

「人・農地プラン」を作っていく上では、市町村は集落で農業にかかわっている方々に、アンケートなどで今後将来の就農意欲や集落にとつてどのような経営体が望ましいかというヒアリングすることになる。また市町村も地域の中心となる経営体の経営面積や後継者の有無などを調査するので、この人に農地を任せたら大丈夫だといふ合理的な判断が下されるはずだ。

しかしながら、合理的な判断といふものの、農村社会においては人間関係といった感情などに基づいて、様々な判断が下されるといふ。地域で話し合いといふても本当に合理的な判断に基づいてなされるのか、疑問が残る。一例だが、各地で起こっている貸しはがしなどもそういう類のものだと思ふが。

貴誌の指すところの貸しはがしとは何に対して言っているかは不明確ではある、というの言葉にはい

ろいろな主観も入ってくるからだ。ただし、農地貸借上ではいろいろなたラブルがあるだろう。契約期間が切れて返してもらおう、あるいは人間的に折り合いが合わないからもう貸さないということもあるだろう。

ただこの種の問題は個人間で起こるものもある。だから今回は行政事業として、地域で話し合つて、将来後継者がいないような農地は農地円滑化団体に白紙委任してもらおう仕組みにしている。そういう行政のかかわりの中で、個人の利害を超えていくのが今回の「人・農地プラン」の狙いであり、きちんとこれを実現していくために市町村は第三者機関を設けることになる。

第三者機関であるところの検討会は、地域農業再生協議会、JA、農業委員会といった方ばかりではなく、大規模個別経営体、法人経営者や女性や若者といった、従来の視点を持っていない方々を巻き込んで話し合う場にする。その上で、市町村が責任をもって事業を進める。つまりこれまでにあったような問題が起これないよう、行政側がきちんと環境を整えて、農地流動化を促進していきたいと考えている。

「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に関する読者の声

- 「核となる経営体も集落営農もない場合」というのはそもそもその農地で生産する作物に需要が無いという事を表しているのではないのでしょうか。であれば、そのような農地にいくら投資をしても、ビジネスとして成り立つ裏付けに乏しいのではないかと思います。先の見えないプランに多額の税金が投入されることは、今のこの国の財政状況をみれば避けられるべきと言わざるを得ません。民間の金融機関にそのような事業計画を提出して、融資をしてくれるところは無いでしょう。国なら何をしても許されると役人が思っているとすれば、それは大問題です。
- 核となる経営体の創生や強化策は必須だと思うが、すでに集落営農のスタイルが崩壊している地域が多いはず。
- つまるところ、大きい組織に営農を集約させようという意図を感じる。新規就農に関してもこの組織に属することが第一であり、独立した個人の新規就農に関してはかえってハードルになるのではないだろうか。
- 今まで、集落営農でうまくいったケースはほとんど例がなくそれより、農業観・人生観を共感するもの

- どうしがひとつになったほうがうまくいくと思う。
- 集落営農組織自体が成立していない地域のため、核となる担い手が法人や個人経営体になる。そのため農地集積が実際進むか分からない。
- そもそもまとまるのは難しいのではないかと？
- 地域を構成する方々、地域の実情をどれだけとらえているか不明。北海道の我が地域で元気に独立して農業をやっておられる70代の先輩を無碍に扱うようなことは言えない。
- 集落営農による農地の集積もよろしいでしょうが、個々の営農意欲を失わせないような配慮が必要だろう。
- 大部分の人は農業を続けたいと思っているでしょう。地区の話合いで簡単に20haもの水田が核となる担い手1人に集まるとは思えません。仮に中山間地で10ha集まったとして水田や休耕田、水路や畦、土手の管理はできない。
- 農地を守ることは大事なことだが、経営が成り立たなければ長続きしない。コメ、麦、大豆だけでなくほかの作物を探さないとダメでは？ 地元のJAが本気で経営をやればいい。

補助輪付きの自転車で経営という荒波を乗り越えられるのか

# 「新規就農者の増大」に関する 本誌読者の疑問

就農予定時の年齢が45歳未満の就農希望者が、県農業大学校や農業法人等で研修を受ける場合、研修期間中に2年間150万円、さらにその者が独立経営した場合にも年間150万円を5年間、つまり最長7年間給付金を受け取れる新制度ができる。どうして農業ばかりが優遇されるのかという疑問を持つ読者も少なくない。農水省経営局就農・女性課・原孝文課長補佐に話を聞いた。

——（準備型について）農作業事故  
が起きた場合、その責任は研修先か、  
国が県か市町村か。労災適用はでき  
ずに研修先が責任を負うのであれ  
ば、研修生を受け入れるつもりはな  
い。

あくまで雇用ではなく、研修段階  
ということもあり、研修生が自ら傷  
害保険に入ってもらうことになるの  
で、農作業事故において、受け入れ  
側が責任を負うようなことはない。  
ほか研修の過程の中で、受け入れ先  
の指導者が研修生に指示を与えて作  
業を手伝ってもらうようなこともあ  
ると思われるが、研修生は指示に従

う旨の取り決めを事前に交わし、合  
意ができた上で交付金の申請ができ  
るような仕組みにする。そもそも農  
業経営体に研修生の受け入れを強制  
する事業ではなく、受け入れ側に判  
断権限があると考えてよい。

また、経営者の立場からすれば、  
研修生を教えることで時間が割かれ  
ることで負担感が出てくるのは当然  
である。研修生の受け入れ先に給付  
金は出ないが、たとえば経費は研修  
生に負担してもらわなければならない  
場合には、事前に当事者間で決めるこ  
とも可能である。

——（準備型について）あまたある

進路の中で、農業が学べるから道府  
県の農業大学校に進んだという若者  
に對してなぜ就農給付金を交付する  
のか。一般的な感覚では、勉強サ  
ービスを受ける代償として学費を支払  
うものであり、それが農業であれば、  
文学であれ、変わらないと思うが。

いかなる進路先であれ、就学にあ  
たって費用がかかる当然である。そ  
れは前提としてあるが、就農人口の  
5%しかない青年農業者を増やす  
ことを課題としており、それを実現  
していく上で今回の措置が必要であ  
る。農業大学校に進学する青年でも、  
就農を決めている者もいれば、決め  
かねている、結果的に他産業に行く  
などいろんな人がいる。今回の給付  
金を通じて、就農希望者のいわば背  
中を押してあげる、就農する農業青  
年の数を増やす有効策になると考え  
ている。

——（経営開始型について）新規就  
農者が当該地域で研修後、独立して

も経営基盤となる農地が見つけれ  
ない場合、国が県か市町村が責任を  
もって斡旋し、見つけてくれるのか。  
研修先が見つけないといけないこ  
とになるのではないのか。

就農希望者が農業経営を開始した  
いのであれば、自らの責任努力にお  
いて農地の確保をどうするか、経営  
資源をどうするかということを考え  
なければいけない。農業法人勤務を  
希望する者でも、就業先をどうする  
かを考える、情報を収集する姿勢、  
就業活動はしていかなければいけ  
ない。従って、給付金を受ける段階で  
自分の事業計画に合った農地を自力  
で探す努力をしてもらわなければい  
けない。その上で、現段階でも意欲  
ある農業者が来てくれることを待望  
する集落もあり、「人・農地プラン」  
づくりが進む過程の中でもそういう  
集落が増えてくると思われる。そう  
いう人と集落を結びつけていくこと  
が政策目標でもあるので、研修生を  
受け入れた経営体の中では主体的に  
研修生の農地を見つけてあげること  
をしていくところもあるようだが、  
それは義務でもなく、その責任  
もない。

——現実的に就農を開始できる農地  
が見つけれない場合もあるのでは  
ないか。それではせっかくの研修生  
も受け入れ先も無駄な時間を過

# 特集 農業強化につながるのか？ 単なるばら撒き農政の継続か？

## 「人と農地の問題」政策を考える

### ●青年就農給付金の給付要件

#### 準備型（研修期間中）

- (1) 就農予定時の年齢が、原則 45 歳未満であること
- (2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
  - ▶ 都道府県が認める研修機関・先進農家等で概ね 1 年以上（1 年につき概ね 1,200 時間以上）研修する（※）
  - （※）既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が 1 年以上の場合は給付対象
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

#### 返還

- (1) 適切な研修を行っていない場合
  - ▶ 研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技能を修得することができないと判断した場合
- (2) 研修終了後 1 年以内に就農しなかった場合
  - ▶ 研修終了後 1 年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人・農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合
- (3) 給付期間の 1.5 倍（最低 2 年）以上就農を継続しない場合

#### 経営開始型（独立・自営就農直後）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 45 歳未満であること
- (2) 独立・自営就農であること
  - ▶ 自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
    - 自ら農地の所有権もしくは利用権（外部からの賃借が主）を有している。
    - 主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。
    - 本人名義で生産物を出荷・取引している。
    - 本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
  - ▶ 親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから 5 年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象とする。
- (3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
  - ▶ 独立・自営就農 5 年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業〈農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等〉も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

- (4) 人・農地プランへの位置づけ
  - ▶ 市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に位置付けられていること（もしくは位置付けられることが確実であること）。
- (5) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

#### 給付対象の特例

- ▶ 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は 1.5 人分を給付する。
- ▶ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- ▶ 平成 20 年 4 月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後 5 年目までとする。

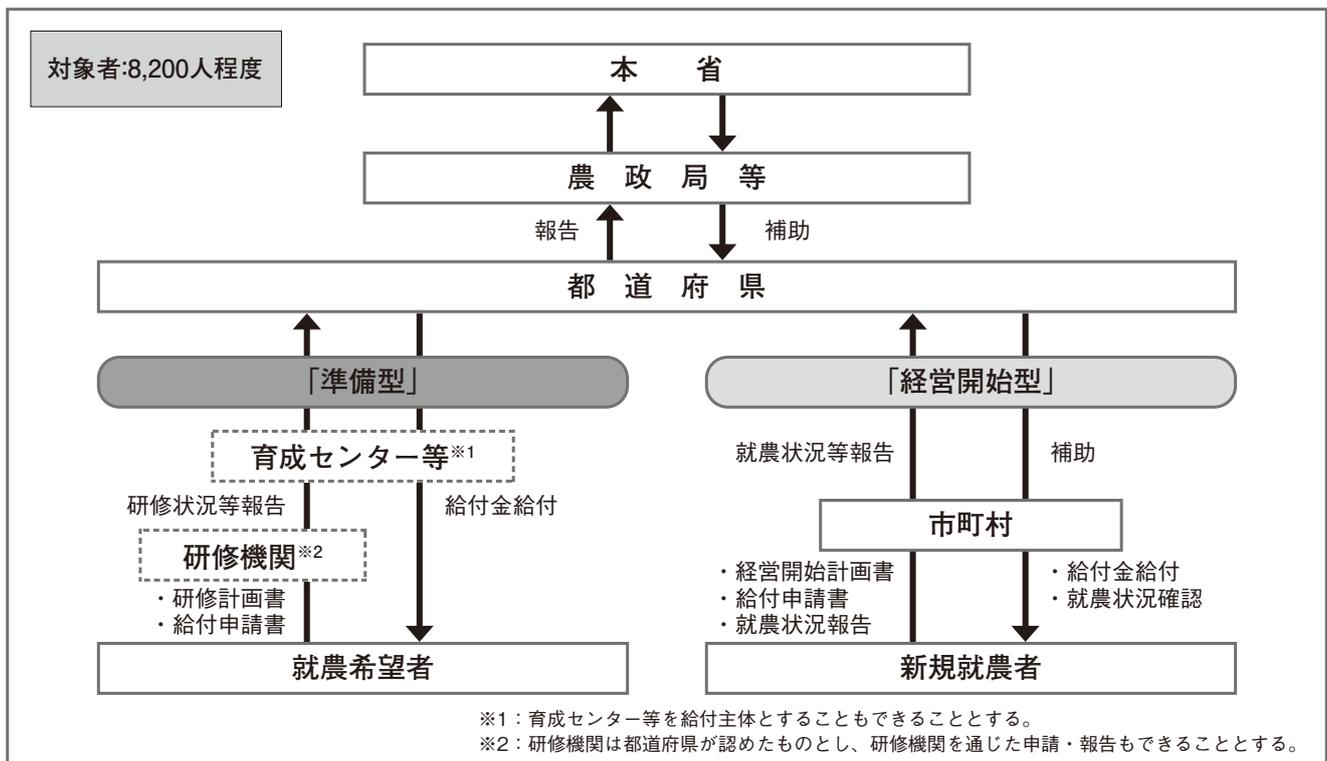
- 給付停止
- ▶ 給付金を除いた本人の前年の所得の合計が 250 万円を超えた場合
  - ▶ 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

準備型を経て経営開始型の要件を満たした新規就農者は最長 7 年間も 150 万円を受け取れる。

出典：農水省資料「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策」

### ●青年就農給付金の実施体制

#### 準備型は都道府県から、経営開始型は市町村から給付



就農地を見つける努力は就農希望者に求められるというが、参入障壁が高い場合もあるのでは。

出典：農水省資料「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策」



農業でやれると確信するのに5年は長いかわるか。

す、税金も有効な活用法とは言えない。

就農準備型の交付金の申請段階では計画書を出すことになるが、その段階で就農を希望する地域で農地があるかどうか、県や市町村および研修生が相談できるようにする必要がある。各県には就農準備センターなど、就農希望者のための窓口機能もあるもので、そこも活用することになるだろう。各都道府県の担当者によると、交付金の認定は各県が行うことになるため、研修を受けた県内における就農先の確保を、責任をもってやっていたいかなければならないという認識が強まっているので、そういった方向で進むことになるのではないかと思う。

——（経営開始型について）農業所得249万円の新規就農者には給付金150万が加わるので399万円の所得が得られることになるが、頑張った農業所得で300万円稼いだ

新規就農者は給付金がもらえないというのは頑張らない方が得をするようになるが、それによって新規就農者のモチベーション低下、モラルハザードが起きるとはお考えにならないか。

新規就農者が5年間で経営が安定するというケースは現実的にほとんどないため、今回の給付金制度を設計した。ただし、経営が順調に伸びるということもないわけではないため、新規就農者全員に5年間給付するというのは当然おかしいので、所得上限を設けた。また新規就農者で250万円の所得水準に達するような農業所得を確保することも難しいと考えている。なので、農業所得249万円に加えて給付金150万円を手にするような事態は現実的には起きるものではないのではないかとみている。「人・農地プラン」にかかわる制度でもあり、新規就農者は次の時代における地域の担い手として、地域や普及員、行政から支援してもらおう立場であり、いろいろとチェックされる立場でもある。もしあからさまな手抜きをするようであれば、指導助言がなされ、交付金も打ち切られるだろう。新規就農者によりよく育っていくためのきちんとしたサポートを現場の方にはお願いしたい。

## 「新規就農」に関する本誌読者の声

- 他業種における起業、あるいは職人の独立開業といったものにはこういう支援はあるのだろうか？ 農業起業だけを特別視することには違和感がある。
- 集落営農組織の経営が軌道に乗り安定してくれば、新規就農者も現れることが考えられるので、若者の後継者育成に有効である。
- 今までに補助金なしで借入だけで農業を始め立派な経営者になられた方は多くおられると思うが。補助金目的で就農するバカが出ないように祈りたい。
- たとえ独身者でも年間150万円はどうやって営農と生計をやっていきますか？ まして夫婦で、子どもでもいれば、今の職業から転職して生計を立てることはできません。150万円の目くらましにだまされてはいけません。
- プランではハードルはそう高くないようだが、予算的に見ると1市町村でおおむね1～2名分しかないのでは。新規就農者が複数いる地域では大変そうだ。
- 助成金より先にするものがあると思う。補助金をもらって農家に研修に入っても途中でやめているのが現実。また農業大学校を卒業していったん就農しても結局家を継がないケースも少なくない。もっと有効な使い方があるのでは？
- 大学校へ進学しても就農する人がほとんどおらず、だいたいJAや団体職員に成っていることを考えると、農家数が増えるとは到底思えない。また経営開始の要件が厳しすぎる。
- 衰退している農業に対しては、後継者不足は大問題である。この生徒では、農業経営の挑戦者が増えると思う。途中脱落者が多く出ても、10年以上農業経営を継続すれば、1人前の農業経営者になっていると思われる。
- 生活保護と何が違うのか？ 農業は儲からないというイメージを、国が国民に対してアピールしているようで憤慨している。
- 本当にやる気のある就農希望者が全員研修を受け入れられるよう、各県市町村の研修体制の整備と農地の利用が円滑に行なわれるように支援をお願いしたい。
- 私のまちでも30年前からやっているが、今も続けている人は2～3割ぐらい。好きにしてください。

「人と農地の問題」政策を考える

農業経営者が育成しつつある現実を知りながらも、立場上この政策を実現していかなければいけない地方公務員は「人と農地の問題」政策をどう評価するか。某県農林部に勤務する本誌読者の声を掲載する。

\*

一言で言って「時代遅れ」の政策。集落から担い手を生み出すなどという発想する農水省に日本の食料を任せてはおけない。かつて、減反政策に担い手政策や利用集積対策をからめて失敗したのと同じ轍を踏んでいると思う。また、認定農業者制度ができた頃、「集落ビジョン」作って農地を集積し担い手を生み出すということが流行ったが、今回はその焼き直しをしているに過ぎない。いつまで護送船団方式の担い手づくりを続けるのか。自主独立、高い志を持った経営者が出てくる芽を摘み取るだけではないか。農業者が成長しようとする時、それを阻害する「集落」や「農地制度」をぶっ壊し、新しい秩序を作ることが今まさに求められているのに、農水省の考え方は全く逆方向である。こんな考え方でT P P後の世界を迎えることになるかと思うと心もとないが、農水省と集落はつづれでも、農業は残る、必ず。

フランスでは成功しているように見える就農者交付金制度、歴史と思想に裏打ちされているの対し、日本では「貰

えるモノは貰いましょ」と、単なるタナボタ、アブクゼニとしかとらえられていない。日本は、どれだけ国から金をもらっているか、補助金をどのようになにに立っているのか自分でもわからない、考えたこともないというお国柄だ。このような精神風土の中でフランスの仕組みを導入しても担い手対策の柱になるのか？ フランスの制度は格差是正のための直接支払いとしての考え方が底流にある。しかし、日本の算出方法は最低賃金だ。820円×1800時間。つまり、5年なり7年間、国に雇われるということだ。最低賃金で。収入が250万を超えたら交付しないというのも、弱い農業を作ろうとしているのと同じか思えない。税金を払ってくれる強い農業を目指す人を支援すべきだ。この制度が本気で役立つと考えている自治体の行政マンはいない、きつと。

離農を政策的に進めるということに舵を切ったことは評価するとしても、離農者に協力を支払うのは違和感がある。先祖代々の農地ではない、農地解放の時、タダでもらった土地ではな

農業経営者を  
見続けた地の方  
公務員の思い

COLUMN

いか。しかも今回の政策で所有権がなくなるわけではない。10年間営農できないというだけのことだ。農地が生産手段としての価値の何倍、何十倍もの価格でしか動かない「不動産」となっている日本の土地制度をなんとかしないと、未来永劫、土地利用型農業者は農地で苦勞することになる。

農水省は、優良事例

にこだわり過ぎる。今回の政策もどこかの地域の事例を組み合わせ全国版にアレンジしたのだろうが、農水省から見れば優良事例であっても、どこでも、いつでも優良かというところではない。有害である場合だってあるということも肝に銘じておくべきだ。全国一律で農業政策を展開する時代は終わっている。政策は地方にまかせればいい。地方にその能力があるかどうかは別として、全国にいろんな新規就農者の出方があっていい。新規就農者を生み出すような事業は国のソフト事業にはなじまない。補助金の発想ではだめだ。元気な就農者・経営者が生まれる市町村にドンと交付税を交付する。首長さんは争って知恵を絞ります

よ。そういうところで出たアイデアこそが現場で活かせるものだろう。また、今回の施策でもそれに関わる国・道府県・市町村の人員費たるや膨大。というより、農水省を養うために施策を作っているといっても過言ではない、このお金のない時代に。この政策の予算の多くが紙くず製造に費やされ、地方財政の人員費が無駄に食われるのです。

人・農地プランの検討会のメンバーは女性が3割なんていうのは、農水省がいかにこの政策、農村の状況に対し悠長に構えているかを物語っている。緊張感が欠如している。震災の時、テレビに映ったのは政府「男、東電「男、保安院「男、学者「男……であって、運動も福島瑞穂も出てこない。たまにテレビに映るのは悲しみに明け暮れ、放射能にオロオロする女性の姿ではなかったか。日本はまだまだそういう社会だ。ましてや農村だ。元気な女性の参加は大歓迎だが、数合わせで無理やり女性の出席させるような愚を強いることはやめてもらいたい。女性登用の意識は重要だが、「3割」と数字をあげるのには、国会の女性議員が3割を超えてからでいいのではないかと。

この政策は集落営農を中心とした集落組織の体制づくりを志向する集落のための政策で、弱い農業を温存するためにしか機能しないだろう。

もしかして条件のいい農地が借りられるとは限らない？

# 「農地集積」に関する 本誌読者の疑問

5年後、平地で20〜30ha、中山間地で10〜20ha規模の経営体が耕地面積の8割程度を占める構造を目指すため、高齢でリタイアする農家などの農地をいったん手放させるといこの制度。大規模化を進める土地利用型経営をしている本誌読者からはおおむね肯定的に受け止められている。ただ、農業経営者が公正な条件で農地を借りることができるといった質問が寄せられた。農水省経営局農地政策課・齋藤玉生経営調査官、福永信明農地流動化調整官に話を聞いた。

——兼業農家や小規模高齢者農家にリタイアしてもらうことは絶対条件である。ただ今回の政策では実効性はない。全国の大部分を占める小規模高齢者農家は金儲けや生活のために農業をしているのではなく、趣味・暇つぶし・ボケ防止でやっている。貯蓄・資産は相当あるので50万円前後の「はした金」をぶら下げられても見向きもしいと思うが。

今回給付する経営転換協力金は、地域農業者が話し合いをしてもらい、リタイアが近づいている農業者、自分はサラリーマンで農地相続はし

たものの農業経営をするつもりがない人が、農地を貸し付けに踏み切ろうとした時に後押しをするような性格のものと思っただきたい。今後も農業を続けたい人を無理矢理離農させるといものではない。

——集約化についての支援は大変重要だと思っている。ただしこれらの事業をスムーズに進めるための利益調整などのコーディネートにも支援をしていく必要があるが、その準備はできているのか。従来通り、地域の農業委員会がその役割を担うのであれば大きな変化はないと思うが、

どうか。

出し手側に交付する経営転換協力金（編集部註・農林水産省および県から市町村等へ配分される金額は、白紙委任した農地が1戸あたり0・5ha以下の場合30万円、0・5ha超2・0ha以下は50万円、2・0ha以上は70万円。ただしこの協力金は市町村に配分され市町村の裁量で額を決められるため、実際に出し手が手にする金額はこれより少なくなる可能性はある）、受け手側に交付する規模拡大加算にもなう交付金（編集部註・戸別所得補償制度加入者のみ対象となる。10aあたり2万円加算される）、平成21年の農地制度改正に伴って創設された農地集積円滑化事業を活用することになり、農業委員会は役割を担わない。具体的には、リタイアする農業者が農地を貸し付けるとい場合、農地集積円滑化団体に白紙委任するという仕組みである。集落での合意形成をも

とに、検討会を経て市町村が認定した「人・農地プラン」が決まり、地域の核となる農業経営体が決まり次第、農地集積円滑化団体が白紙委任されている農地の権利設定や賃料の設定、契約などを行なう。農地集積円滑化団体は農協あるいは市町村がなることが多いが、たとえ農協が農地集積円滑化団体であっても「人・農地プラン」は市町村の第三者機関である検討会を経て、受け手である核となる経営体が決まってくるので、恣意的な行為はできないと思っただいてよい。

——土質、成分……農地の状態は一枚一枚均一ではない。たとえ集約しても不良農地の改良にあたって相当の時間がかかるが、そのコストは国が負担するのか。

あくまで離農等の事情で、農地を貸し出そうという人を対象にしたものであることをご理解いただきたい。また経営転換協力金の単価は処分することになる農業機械から算定している。農家への配分は、国が示した範囲内で、地域の実情に市町村が合わせて決める事項でもある。また農地集積において圃場条件が異なる場合も出てくるが、市町村は必要と認めた場合、経営転換協力金の範囲内で、生地や客土、暗渠排水整備などの工事を行うことができる。



## 座談会

# 農業で人が雇えるか？

2006年  
3月号  
再録

## リーダーたちが語る 雇う立場の本音と夢

聞き手／「農業経営者」編集長 昆吉則

産業としての農業が目されるなかで、農林水産省などは雇用型の農業を標榜している。しかし、現実的に雇用はそれほど簡単ではない。有能な人材をいかに育てるか、本来の意味での経営の継承をするにはどうしたらいいかが、現在、農業をリードする経営者にとっての大きな問題ではないだろうか。そこで、経営者達に率直な話を聞くことでその実情を探る。

昆吉則（以下、昆） 暮らしとしての農業から産業としての農業が目される時代になるなかで、農業会議所や農水省は、雇用型の農業と聞いてはいますが、現実には雇用はそんなに簡単ではない。雇用と言いつつ、ただ安い人夫を集めているだけで、本来の意味で雇用になっていないケースもあるのではないかと思います。

昆吉則（以下、昆） 暮らしとしての農業から産業としての農業が目される時代になるなかで、農業会議所や農水省は、雇用型の農業と聞いてはいますが、現実には雇用はそんなに簡単ではない。雇用と言いつつ、ただ安い人夫を集めているだけで、本来の意味で雇用になっていないケースもあるのではないかと思います。

昆吉則（以下、昆） 暮らしとしての農業から産業としての農業が目される時代になるなかで、農業会議所や農水省は、雇用型の農業と聞いてはいますが、現実には雇用はそんなに簡単ではない。雇用と言いつつ、ただ安い人夫を集めているだけで、本来の意味で雇用になっていないケースもあるのではないかと思います。

有能な人材が入ってきたとき、その人材をいかに育てるか。資産を継承するだけでなく、本来の意味で経営を継承するにはどうしたらいいかが、今、農業をリードしている経営者にとって大きな問題ではないかと思えます。まず、雇用を始めたきっかけからお話いただけますか。

藤岡茂憲（以下、藤岡） 私のところは水稲経営で、現在の作付面積は35haです。従業員6人は、みな正社員です。生産、内勤、あと東京に営業担当がひとりいます。雇用を始めたのは、経営面積が増えたこともあ

りませんが、生産だけではなく、経理、営業など部門ごとのプロを揃えないと、会社を大きくできないという考えがあったからです。

昆 染谷さんは、個人の染谷農場、集落会員で運営するみらい農場、直売所と、複数の組織を立ち上げて経営をしていますよね。

染谷茂（以下、染谷） もともと自分が農業を始めたときは、家族経営が基本だと思っていました。それが経営面積が増えて、家族だけではまかないきれなくなり、誰か手伝ってくれないかと声をかけたのが始まりです。直売所は、農家15人を出資して(株)アグリプラスという会社を作り、最初から人を雇う形で始めました。みらい農場は、どちらかというと、できちゃった農場（笑）。これからどう形を整えていくかという段階ですね。

藤岡 染谷さんが言ったように、今までは農家の師弟が農業するのが当たり前でしたが、今、非農家出身



規模の10分の1くらいしか自分の農地はなく、あとは借地です。だから自作地が子どものポジションであつて、それを息子が会社で貸そうが自分でやるうが、息子の器量次第だと思つています。手伝つてくれて二番目も含めて、何がなんでも自分の子どもとは考えていないですね。

## 仕事が面白くなければ人は集まらないし、育たない

昆 前号では、篠原さん、染谷さんの農場に勤めている方も含めて農業法人で働いている若者3人の話を聞きました。非常に面白がつて仕事をしていて感動しました。

染谷 私自身、高校を卒業して農業を3年間やった後、会社勤めをしてから再び農業に入った経緯があります。会社勤めが物足りなかつたんです。自分のやりたいことをやって後悔しない人生を送ろうと、改めて仕事として夢を持って農業を選んだんです。仕事は面白くないと続かない。雇用している彼らも、みんな面白い農業をやるうという気持ちがあるんだと思います。極端な話、カネがなくても借金しても、生活できるなら楽しければいい(笑)。直売所も、設立から2年経つて未だに無給ですが、出荷している農家200戸の人

達が少しでも所得を増やし、消費者が地元のを食べられて喜んでくれればいいという気持ちです。

昆 やっぱりこんなことをやりたい、思い通りの人生を歩きたいという思いがベースにあつて、そういう所に人が集まるんですよ。給料の高さじゃなく、思いのある所に集まる。

藤岡 私もやはり、基本的に面白おかしくやりたいというのがあります。もちろん陰では、利益の出る仕事をやりますよ(笑)。確かにキツイ面もあるし、春の農繁期など肉体的にも大変なときはあるけれど、年間を通して、やはり農業は面白い。給料が高いに越したことはないけれど、まずやっている農業に魅力がないとダメですよ。後継者がいないと言うけれど、今までの農業は面白くなかつたんだもの。私自身が若い

頃、農村の閉鎖的な雰囲気がいやで、一時飛び出しましたが、若い人には、そんな思いをさせたくない。農業もやり方によって面白くやれる。逆に厳しい時代だからチャンスがある。

昆 それを経営者として言えるかどうかですよ。会社というのは、いかに人々を働かせるか。命令して機械のように働かせるか、自主的に働かせるかとの違いがありますよね。

染谷 直売所も、ただ時給を出すから売つてくださいではなく、パートナーさんひとりひとりが自分たち農家の気持ちを理解して、農家の代わりをやっているという気持ちになつてもやらないと意味がない。農家にとつての直売所の意味を理解して、この野菜はこう作つたからおいしいんですよ、ということを語れるパートナーじゃないと直売所の価値がないんですよ。

## 雇用者の才能を伸ばすことが経営の発展につながる

昆 農業であろうがなんであろうが、雇用というのは他人様の子どもをお預かりする。どう育てるかという教育機能があると思います。

染谷 雇用だけでなく、うちは研修生もけっこう来るんですが、手取り足取り教えたりしません。知りたいことを聞きなさいと言っています。知りたくなかつたら何も聞かなくていい、その代わり何も教えない。そうじゃないと、指示を待つだけなんです。自分から学ぶ姿勢を身に付けなかつたら、ひとりになったときどうするのか。自分から聞かなければ、そのままなんです。かわいそうだけでも、そういうときは我慢して2年使つてダメなら辞めてもらうと。昆 辞めてもらうこともあるんですか？

染谷 ありますね。

篠原 私は、社員には自分の家族のために働きなさいと言っています。そして、給料を右肩上がりやで安定的にもらうには、(有)あぐり信州をどういう会社に創り上げていったらいいか、それを考えなさいと。

藤岡 うちはスタッフに特別な社員教育や研修はしていませんけれど、経



藤岡 茂憲氏

所属：(有)藤岡農産  
経営面積：85ha(水稲30ha、大豆5ha、作業受託50ha)  
備考：雇用を始めたのは生産だけではなく、経理、営業など部門ごとのプロがいなければ会社の規模拡大が図れないという考えがあったため。東京に営業専任の人間を配置し、売り先の拡大に努めている。都内の数十店の飲食店を顧客にもっている。



3者の経営に対するアプローチは違うが、根本にあるものは共通している。

営は全部、貸借対照表などすべてオープンにしています。従業員もそれで言いたいこと言っています。それと、2月に昇級試験をやるんですが、そのときに小論文を書かせて第三者も交えて面接します。日頃、どういうことを考えているのか。仕事はできるけれど経営者に向かないタイプもいるし、逆に仕事は今イチでもないかというタイプもいる。従業員個人の性格や力をいかに見極めるか。同じように扱っていたら、伸びるものも伸びなくなってしまう。

**篠原** 農業者としては、作物を育てる農業の楽しみがありますが、雇用している人間がいろいろ吸収して、一回りも二回りも大きくなったのを

見ると、作物が育つのと同じで、見ているのが楽しいですね。それと、うちの従業員を見て気が付いたんですが、ものを作る楽しさ、学ぶ楽しさは伝えられますが、なにより面白がるのが成長するきっかけになるんじゃないかと思いましたね。

**藤岡** 小さいことでもいいから、いち早く、部門でもなんでも何か任せるといのが、ひとを育てるには一番いいですよ。相手の成長を見ながら、どこまで任せられるかを見極められるのが社長の判断力、経営力。社長がいなくても仕事があまくいくのが理想ですよ。今は私が会社にいないほうが仕事がかどります(笑)。最後まで社長が責任を持たないと行けないのは、資金繰りですね。

**昆** 経営者は自分が社長で偉いと思っているけれど、実際には社員が優れているからできているんだよね。

**藤岡** 要は、1年でも早くこの仕事から身を引きたいというのが根底にあるんです。生産・販売・經理の体制をいかに整えて辞めようかと。私は、やれるだけやったら次の世代に渡して身を引きたい。そのためにいいスタッフを揃えたい。

**篠原** 私も、自分のこれからの課題は、いつ会社経営から身を引くかを見極めることだと思っっているんです。会社が繁栄するためには、頭が

切れて動ける有能な人間がやったほうがいい。60歳、70歳になってもしがついていたらダメ。気持ちで言えば、早く辞めたいよね。引退するのが夢っていうか(笑)。

**染谷** 農業に限らず、政治家でも、長期政権が続くとよくないですよ。その後が続かない。任せれば、50代でも40代でもできるんですよ。

**藤岡** どうカッコよく辞めるか、今、その辞め際を考えていますよ(笑)。あとは会社が業績上げて、配当をもらいながら、農業とは180度違うまったく新しい事業に挑戦する社長の姿を見せたいね。自分なりのパターンは作った。でも、誰かが作る別のパターンもあるかもしれない。その可能性に期待したい。

**篠原** 従業員は、体の許す限り働きたい間は働けばいいけれど、取締役社長の定年は、きちつと決めたほうがいいと思いますね。

**昆** 具体的に何歳というラインを考えていますか？

**篠原** 一般のサラリーマンが58歳とか60歳。そのラインで切ったほうがいいかな。若き経営者って言葉があるけれど、40代半ばが思い切っているんなら決断もできて一番いいかなという気がします。私も60歳前には経営を移譲したいと思っています。実は、就農前はシクラメンの勉強をし

ていて、今でも、やりたかった気持ちが残ってる。人生、後悔しないように、引退後は気楽にシクラメンをやってみたいですね。

**染谷** 私は、農業の立場から食育を発信していくのが、これからの自分の仕事だと思っっているんです。農業について、自分たちが持っている情報を38万人の柏市民にいか理理解してもらおうか。それが直売所を作った理由のひとつです。消費者は食の安心・安全というけれど、農家から見たらこういうことなんだと発信していかないと、どんどん農業が悪者にされていくという危機感がある。農業経営は後継者に任せて、私はそっちの仕事をやりたいですね。

**昆** 一般的に農業経営は、まだまだ経営者であるオヤジの力や人柄に頼っている面が強いけれど、そのスタイルは雇用10人規模までで限界といますね。それよりも会社にとつては、そこで働いて経験や知識を得た人材が、仕事を発展させていくことが大事ではないか。農業も本当の意味での雇用能力、経営能力が問われる時代になりますよね。また、そこに働いている有能な青年たちが、横のつながりを持ちながら、育っていくことも期待したいと思っいます。今日はどうもありがとうございました。(まとめ 榎田みどり)